

フレンチブルドッグの Pureblood プリーダー会員規約

プリーダー会員様(以下、甲という)と『フレンチブルドッグの Pureblood』(以下、乙という)は、次の通り業務の提携を契約する。

本契約において使用する用語の意義は、次の各号に定める所による。

- ①犬 甲のところで生まれた犬、もしくは生まれる予定の犬
- ②購入者 乙と犬の売買契約を締結した者

第1条

本契約における甲乙間の業務提携の内容は次の通りである。

- ① 甲は犬の情報(犬種・性別・カラー・生年月日・その他)を乙に提供する
- ② 甲は自己のプロフィールを乙に提供する(サイト上で公開はしません)
- ③ 乙は、前各号の情報を、速やかに自己の WEB サイトに登録・掲載する
- ④ 甲は乙から予約、注文の入った犬を甲に売り渡す。
- ⑤ 甲は、前号の犬を乙から指定された場所・日時・方法で購入者に渡す。(直接・輸送)

第2条

本契約に基づく甲、乙間の個々の取引は、乙の注文に対し甲がこれを承認することによって行われる。

第3条

甲は乙に対し、第1条1項と共に犬に関する次の情報も提供する。

- ① 犬の本体価格
- ② 犬の輸送費
- ③ ワクチン接種費、ワクチン接種済証明書発行費
- ④ 前各号以外に必要な費用がある場合は、その金額と内容
- ⑤ 遺伝的・先天性の特徴や欠陥等の有無ならびにその内容

第4条

乙の甲に対する本契約に基づく売買代金の支払いは以下の通りとする。

- ① 乙は甲に犬を予約・注文する場合、第3条の①～④の代金総額を一括で甲に支払う。
- ② 乙は、前号の代金総額を予約・注文日から1～5日以内に甲指定の金融機関に振込みする。
- ③ 振込手数料は甲が負担することとする。

第5条

1. 甲が第1条⑤号に基づき、犬を購入者に引き渡す時は次の事項を遵守する。
 - ① 犬にワクチン接種を行った時は、ワクチン接種証明書を発行する。
 - ② 犬の血統書を発行する。
 - ③ 2日以上犬の状態(下痢・嘔吐・四肢の麻痺等外形上明らかなるものに限る)を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかったものを購入者に引き渡す。
 - ④ 犬へ負担がかからない方法で、乙の指定する輸送方法及び引き渡し場所に輸送する。
2. 甲は、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理方法の細目(平成18年1月20日環境省告示第20号)の各条項を遵守する。

第6条

1. 購入者に引き渡した犬隠れた瑕疵(先天性の障害、欠陥など)があることが判明しその原因が甲にある場合、
 - 甲は代替犬との交換または、第3条①号の代金を乙に返金する
2. 瑕疵による補償期間は下記のように定めます。
 - ①伝染病潜伏期間は、ご利用者宅へ届いた日を第1日目とし14日以内とします。
 - ②その他期間は、ご利用者宅へ届いた日を第1日目とし30日以内とします。
3. 代替犬の引渡しの場合、甲は犬に問題があることが判明した日から1~3ヶ月以内に購入者に行う。
4. 代金返金の場合、第3項①号の返金を、犬に問題があることが判明した日から10日以内に乙指定の金融機関に振り込んで支払う。

第7条

1. 甲が本契約に違反した時、もしくは債務不履行のあったときは、乙は通知催告を要せず本契約を解除し、
 - 甲の本契約上の乙に対する債務に付き、全額一括で請求する事が出来る。
2. 乙が本契約に違反した時、もしくは債務不履行のあったときは、甲は通知催告を要せず本契約を解除し、
 - 乙の本契約上の乙に対する債務に付き、全額一括で請求する事が出来る。

第8条

本契約の期間はあらかじめ定めない。但し、甲乙ともに1ヶ月の予告をもって本契約を将来にむかって解除する事が出来る。—